

## 個人向け国債(変動・10年)

2023年1月4日現在

1. 商品名	・個人向け利付国庫債券(変動・10年)	
2. 販売対象	・個人のお客様	
3. 期間	・10年	
4. 発行時期	・毎月1回	
5. 購入方法	購入金額	・額面1万円以上1万円単位(募集価格は額面100円につき100円となります。)
6. 利息	適用利率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・半年ごとに、実勢金利を反映して適用利率が変わる変動金利制となります。</li> <li>・適用利率は、基準金利に0.66を乗じた値となります。なお、適用利率の下限は税引前0.05%(税引後0.0398425%)となります。</li> <li>・基準金利は、利子計算期間の開始時の前月に行われた、10年固定利付国債の入札における平均落札価格を基に計算される複利利回りの値となります。</li> </ul>
	利払方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年2回の利払日(半年ごと)に、ご指定の預金口座に入金いたします。</li> <li>・利息金額(税引後) = (額面金額 × 適用利率 ÷ 2) × 0.79685</li> </ul>
	税金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利子に対し、20%(国税15%、地方税5%)の源泉分離課税となります。</li> <li>※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。</li> <li>・法令に定められた条件を満たす個人のお客様は、マル優・マル特のお取り扱いもできます。</li> </ul>
7. 償還方法	・償還日に額面金額で一括して支払われます。	
8. 中途換金時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発行日から1年経過するまでは、原則として中途換金はできません。ただし、本人が亡くなられた場合または災害救助法の適用対象となった大規模な自然災害により被害を受けられた場合は発行日から1年未満でも中途換金は可能です。</li> <li>・発行日から1年経過後はいつでも中途換金をすることができます。この場合、「換金金額 = 額面金額 + 経過利子相当額 - 中途換金調整額(直前2回分の利子(税引後))相当額」となります。</li> <li>・換金代金をご指定の預金口座に入金します。</li> </ul>	

9. 手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・口座管理手数料は現在は無料ですが、変更になる場合がありますので、窓口でご確認ください。</li> </ul>
10. 苦情処理措置・紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>苦情処理措置</b> 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部(9時～16時30分、TEL0120-500-430)にお申し出下さい。</li> <li>・<b>紛争解決措置</b> 公益社団法人民間総合調停センター(TEL06-6364-7644)、または東京弁護士会(TEL03-3581-0031)、第一東京弁護士会(TEL03-3595-8588)、第二東京弁護士会(TEL03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部若しくは全国しんきん相談所(9時～17時、TEL03-3517-5825)または直接各仲裁センター等にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。</li> </ul> <p>なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法(現地調停)や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法(移管調停)があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫コンプライアンス統括部」にお尋ね下さい。</p>
11. その他注意事項・リスクについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご購入代金は、お申込時点で払い込みいただけます。</li> <li>・一度約定したお取引の取り消しは原則できません。</li> <li>・国債は預金商品ではありませんので、預金保険の保護の対象とはなりません。</li> <li>・個人向け国債は、元本と利子の支払いを日本国政府が行うため、安全性の高い金融商品ですが、発行体である日本国の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクがあります。</li> <li>・個人向け国債のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません。</li> <li>・募集期間や販売条件については、窓口でお問い合わせ下さい。</li> </ul>